

平成 31 年度 (令和元年度)

# 精神保健福祉センター報

第 48 集



福島県精神保健福祉センター

# はじめに

精神保健・医療の支援では、相談者や患者に安心感を与えるということが一つの重要な要素となります。これは治療的自我とも呼ばれます。落ち着かずあわただしい感じのする支援者よりは、安定して落ち着く感じのする支援者のほうが、支援を受ける側も安定しやすい、というのは当然のことでしょう。こうした治療的自我は、持って生まれた性格などにも影響されますが、臨床経験を丁寧に積み重ね、支援者自身が成長することによって身につくものです。すなわち、様々な精神状態の方に向き合い、自分のこととしてとらえ、相手の方とともに取り組む、という積み重ねです。

実際、同じ人に対して、経験の浅い支援者が接するのと、経験のある支援者が接するのでは、たとえば、前者では話しかけに対してもほとんどしゃべらなかった人が、後者では、とたんにたくさん話し出す、といったこともしばしばみられます。たぶん、雰囲気や声の調子、ちょっとした言葉遣い、話題の選び方、などに違いがあるのでしょう。

さて、令和2年度はコロナ一色で始まったようです。人と人との接触を減らす、ということで、オンライン診療なども試みられ始めています。精神科の診療は、診断においても治療においても面接での診察が重要ですから、オンライン診療がどのくらい有効かについては、未知の部分が多いでしょう。そして、オンライン診療という視点で精神科治療について考えた場合、上記のような声の調子、言葉遣い、といったこと以上に重要な点が、オンライン診療には欠けていることに気づきます。それは、「場の共有」ということです。ちょうど、まさにコロナウィルスに対する不安はよいテーマでしょう。オンラインで医師が離れた場所で「大丈夫」と言うのと、その場を共有しながら「大丈夫」と言うのでは、どんなに同じ言葉であっても、まったく重みが異なります。精神科診療や心のケアでは、このように、「同じ空間で共に生きる」ということが治療的自我の重要な要素であることがわかります。精神保健行政というと、広く世の中に呼びかけるとか、何かシステムを作るといった作業を思い浮かべるかもしれませんが、最も基本にあることは、こうした「共に生きる」という体験です。私たちは、この点を常に心にとどめておくことが大事です。

令和2年5月

福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲信

# 目 次

## I 精神保健福祉センターの概要

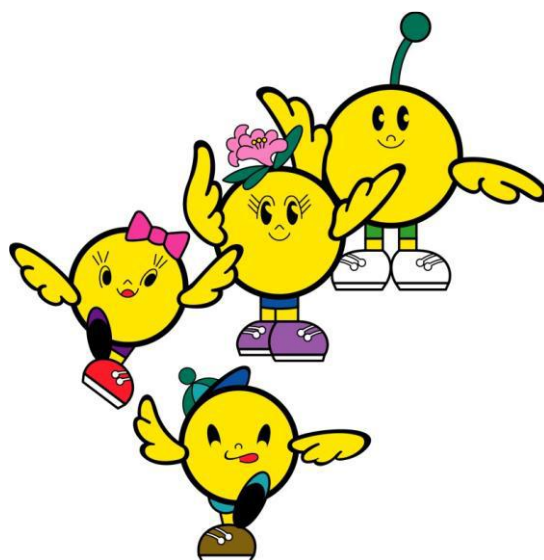
1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

## II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	3
3 技術指導・技術援助	5
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	8
5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業	12
6 自殺対策関連事業	14
7 特定相談事業	20
8 薬物関連相談事業	21
9 精神保健福祉協力組織の育成	23
10 福島県精神医療審査会事務	23
11 災害時精神医療体制整備事業	24
12 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	24

## III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	25
2 在院患者数、性・年齢・病類別	25
3 自殺者数の推移	26



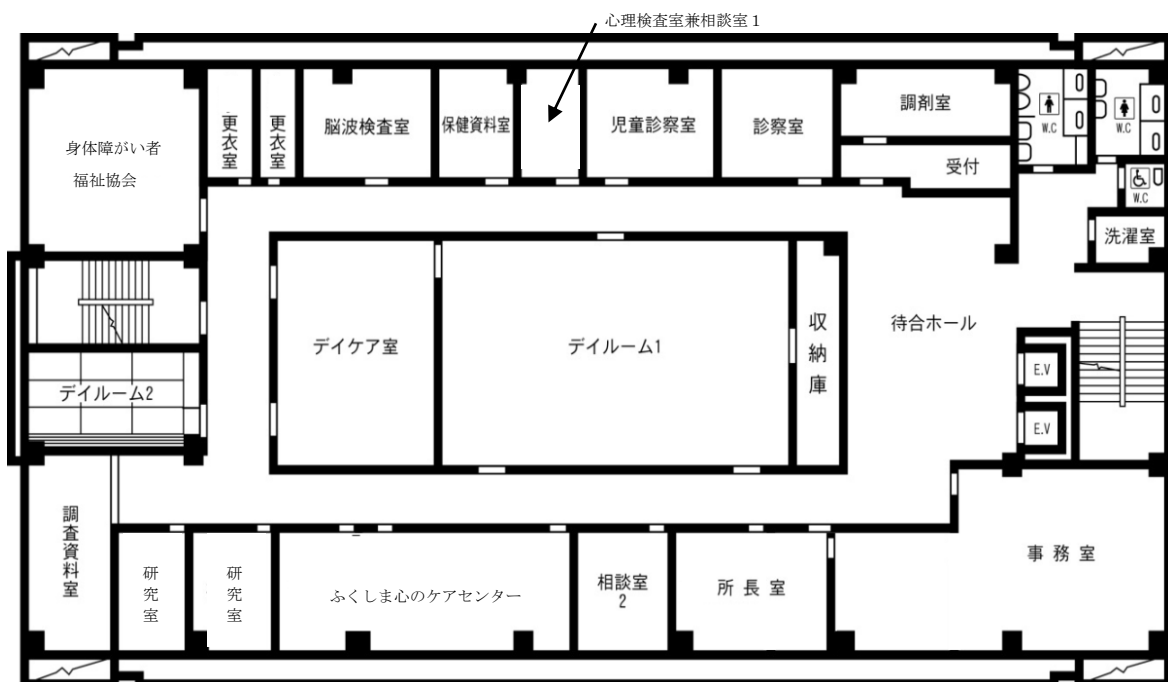
# I 精神保健福祉センターの概要

## 1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定
平成 25 年	精神保健福祉法の一部改正

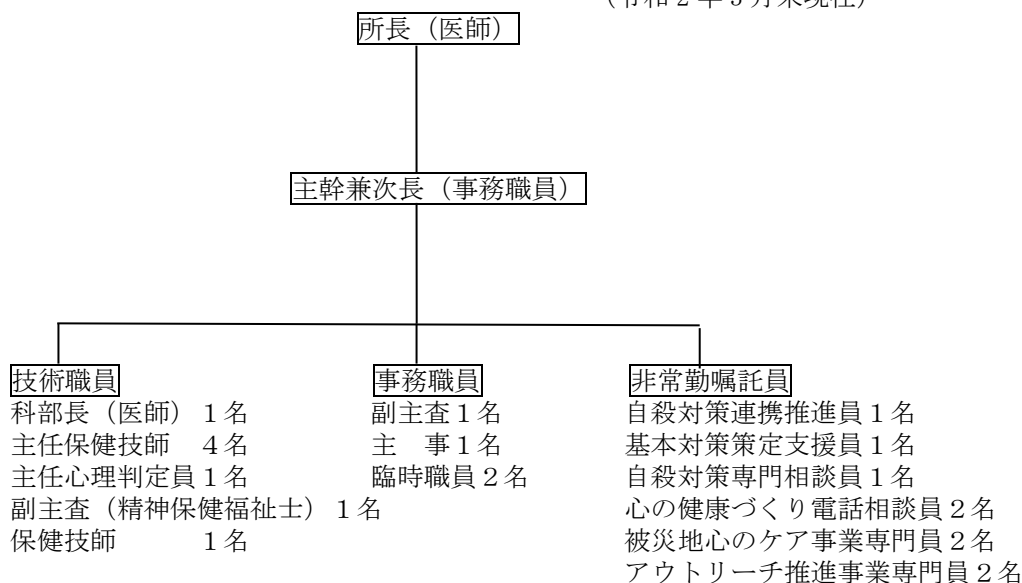
## 2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m<sup>2</sup>（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



### 3 職員の構成

(令和2年3月末現在)



### 4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。  
(福島県精神保健福祉センター条例（昭和47年福島県条例第18号）第3条より）

#### ※ 参照法令

##### ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

##### イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

##### ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)

市町村は、障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うに当たり精神保健福祉センター等の意見を聴くことができる。

##### エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

## Ⅱ 業 務 実 績

### 1 普及啓発

#### (1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
アディクションフォーラム	日時：令和元年9月26日（木） 郡山市音楽・文化交流館 ミューカルがくと館	190名	講演「共依存 ～アディクションに苦しむ人のもう一つの問題～」 講師 福島お達者くらぶ（摂食障害に苦しむ人たちとその家族の会）スタッフ代表 桜ヶ丘病院（精神科）医師・福島県立大学名誉教授 香山 雪彦 先生 体験談 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存、クレプトマニア（窃盗症）などの本人および家族
思春期精神保健セミナー	令和元年7月29日 とうほう・みんなの文化センター （福島県文化センター）	180名	○講演「ネット・ゲーム依存の理解と対応」 講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 三原 聡子 氏

#### (2) 広報等

##### ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

ホームページアクセス件数 22,071件/月平均

##### イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

##### ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

##### エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

### 2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
精神保健福祉地域関係職員基礎研修	1日目 令和元年5月21日 10:00～15:50 とうほう・みんなの文化センター	74名	行政説明1「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 講義「個別相談の進め方」 講師 精神保健福祉センター所長 講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人大原記念財団清水病院 臨床心理士・精神保健福祉士 酒井 芳子 氏 情報提供 アディクション関連事業について 報告者 当センター職員

	2 日目 令和元年 5 月 22 日 10:00～15:40 とうほう・みんなの 文化センター	7 1 名	講義 1 「地域で生活を支えるために －社会資源の活用－ 講師 郡山市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員 佐藤 清一郎 氏 (ピアサポーターによるリカバリーストーリー の発表あり) 講義 2 「精神疾患の理解と対応」 講師 内海メンタルクリニック 院長 内海 晴美 氏 事例検討 (グループワーク) 情報提供 精神障がい者アウトリーチ推進事業及び ピアサポーター登録制度について 報告者 当センター職員
テーマ別研修 会	令和元年 8 月 30 日 13:30～16:00 ビッグパレットふく しま	3 1 名	講義「ギャンブル依存症の理解と対応 －回復に向けて－」 講師 雷門メンタルクリニック 院長 伊波 真理雄 氏 体験発表 伝達講習「依存症相談対応指導者養成研修 (ギャン ブル等依存症研修) を受講して」 報告者 当センター職員 情報提供 ギャンブル問題を抱えた方への支援 －当センター事業の障害－ 報告者 当センター職員
	令和元年 10 月 29 日 10:00～16:00 福島市アクティブシ ニアセンターA・O・ Z	4 7 名	講義・演習「動機づけ面接法」 講師 防衛医科大学 准教授 瀬在 泉 氏 演習サポート講師 3 名
地域ケア検討会	定例 平成31年4月17日 令和元年5月15日 6月19日 7月25日 8月14日 9月18日 10月16日 11月26日 12月23日 令和2年3月18日  計 10回	8 名 7 名 9 名 10 名 9 名 7 名 10 名 10 名 6 名 7 名  計 83 名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての 事例検討  検討事例数 実26事例・延べ27事例

#### 【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3 名
福島看護専門学校	3 7 名
福島東稜高等学校看護専攻科	2 8 名
福島県立総合衛生学院看護学科	3 0 名
福島大学大学院人間発達文化研究科	8 名
医師臨床研修「地域保健」	1 名

#### 【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0 件	0 件

### 3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

#### (1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）												計
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コー ル	薬物	ギャン ブル	思 春 期	心の 健康 づく り	ひき こも り	自殺関 連	犯罪 被害	災害	その 他	
保 健 所		327	4	2	4		2		148		30	16	534
市町村		338	1	3	1		2		137		19	1	502
福祉事務所		32											32
医 療 施 設		29	8		1				1		5	8	52
介護老人保健施設		7											7
障害者支援施設		86	1				1				1	8	97
社会福祉施設		12	1	1				1			1		16
そ の 他		196	12	13	22		4		235	2	6	20	514
実施件数		1027	27	19	28		9	1	521	2	62	52	1752

#### (2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

##### ア 保健所等

依 頼 機 関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	ケース会議	医師、保健師、心理判定員、 精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（医師、作業療法士）
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	市町村自殺対策計画策定支援	医師、保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修会	心理判定員
	地域移行研修会	保健師
	ピアサポーター交流会	保健師
	会津障がい保健福祉圏域連絡会	医師、保健師、精神保健福祉士
	県中圏域心の地域包括ケアシステム構築にかかるワーキンググループ	保健師、精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（作業療法士）



県保健福祉事務所 市保健所 市町村	令和元年度県北方面生活保護担当職員地区別研修会	精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（作業療法士）
-------------------------	-------------------------	------------------------------

### イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
こども・青少年政策課	福島県青少年支援協議会代表者会議	精神保健福祉士
高齢福祉課	福島県介護予防市町村支援委員会	保健師
障がい福祉課	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	精神科病院実地審査	医師
	D P A T 研修会	精神保健福祉士
	D P A T 運営協議会	中止
	精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会	医師
	被災者心のケア事業運営委員会	医師、精神保健福祉士
	通報担当者会議	医師、保健師
	精神保健福祉担当者会議	保健師
	アルコール健康障害対策推進部会	医師・保健師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
	精神障害者地域移行担当者会議	保健師
薬務課	若年性認知症会議	医師
	薬物再乱用対策事業打ち合わせ	保健師
	薬物乱用防止指導員連合協議会	保健師
	薬事監視員研修会	保健師

### ウ 教育委員会

依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
	若者自殺対策事業	医師、保健師、心理判定員、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員

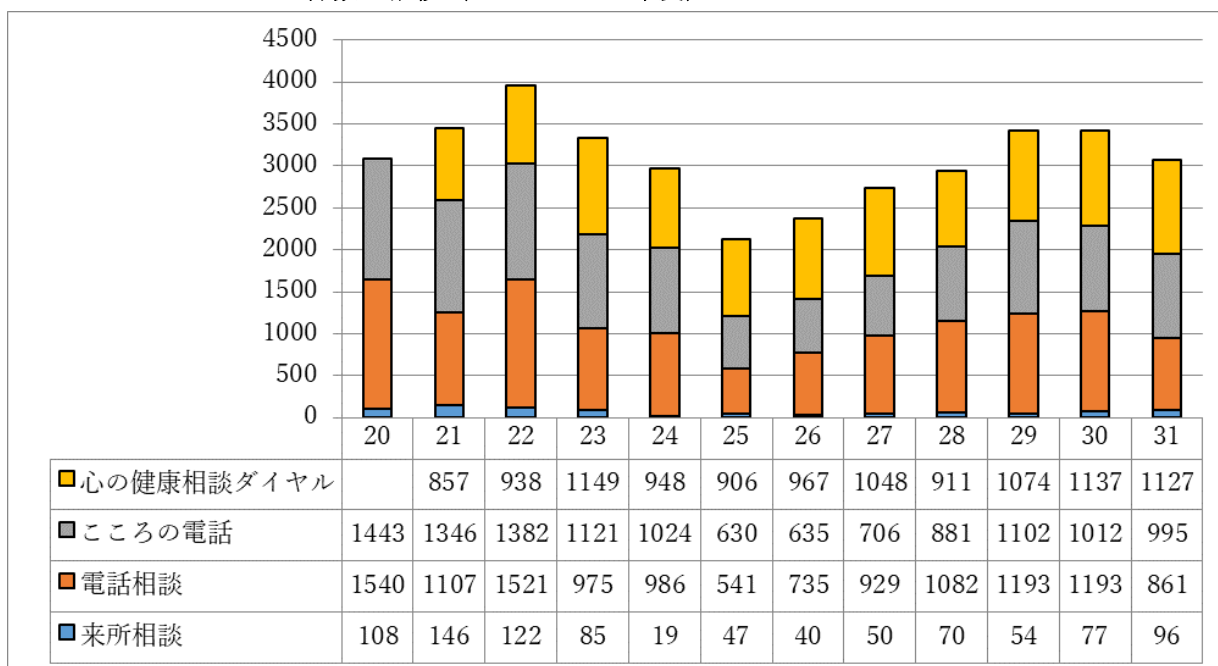
### エ その他の関係機関

依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	警察学校講義	医師
	被害者等支援連絡協議会	保健師

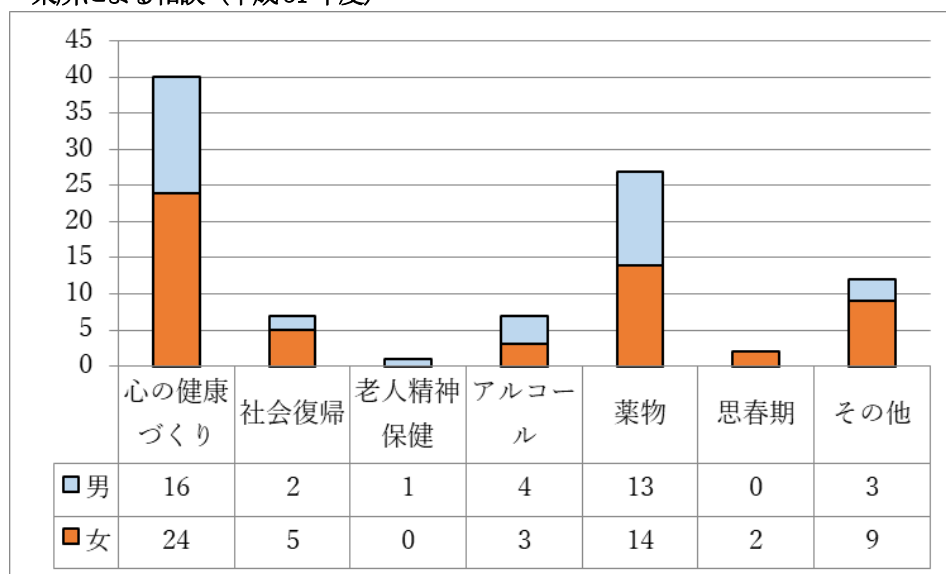
福島公共職業安定所	県北地域障害者雇用連絡会議	保健師
福島保護観察所	心神喪失者等医療観察法ケア会議	精神保健福祉士
	心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会	精神保健福祉士
	心神喪失者等医療観察法福島保護観察所との運営打合せ	精神保健福祉士
福島刑務所	福島刑務所研究授業	保健師
福島県薬物乱用対策推進本部	福島県薬物乱用対策推進本部会議	医師、保健師
ふくしまこころネットワーク	精神障がい者地域移行・地域定着検討会	保健師
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師
相馬広域こころのケアセンター なごみ	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	保健師、精神保健福祉士、 アウトリーチ推進事業専門 員（医師、作業療法士）
F-ACTOR の会	意見交換会	保健師、精神保健福祉士、 アウトリーチ推進事業専門 員（作業療法士）

#### 4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

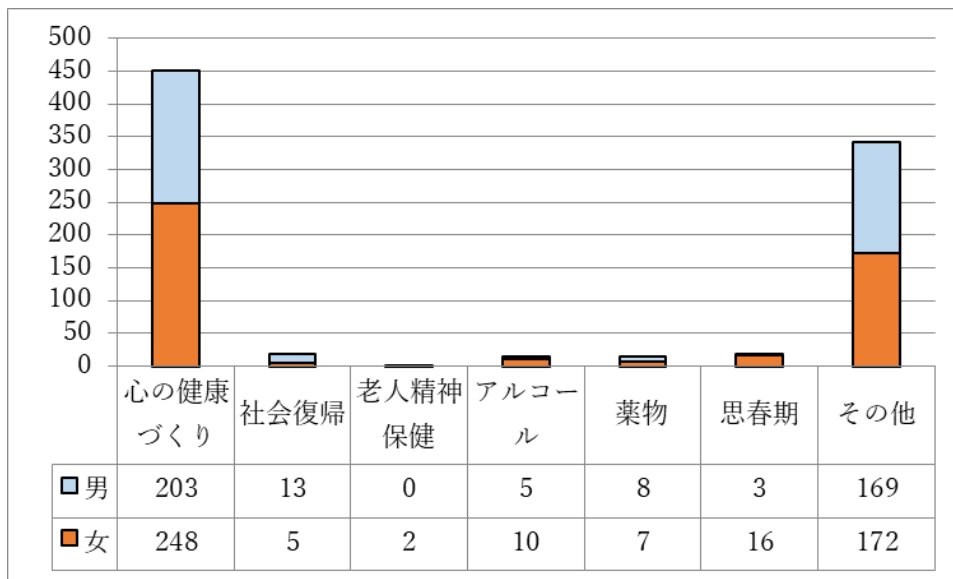
##### (1) 精神保健福祉相談（来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル） 件数の推移（H20～31年度）



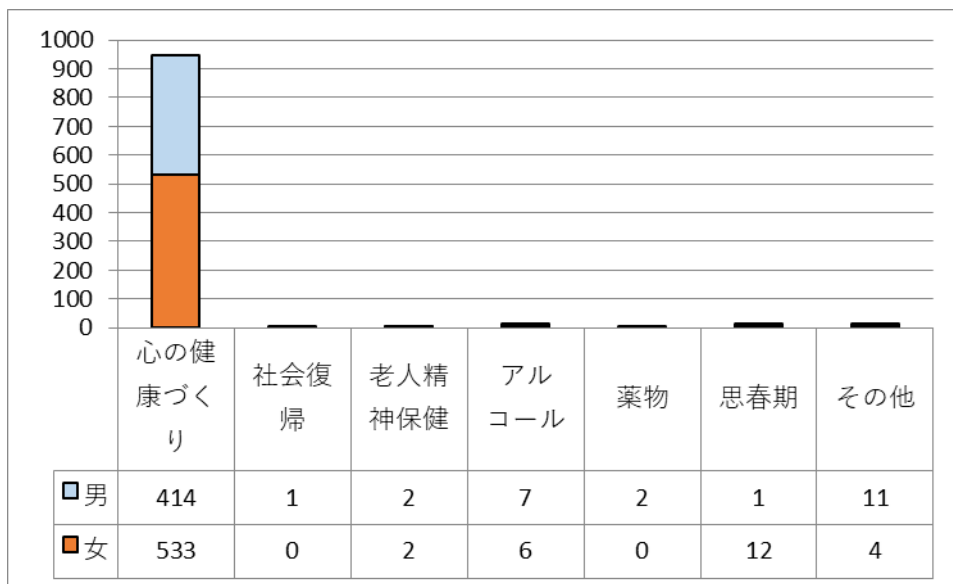
##### ア 来所による相談（平成31年度）



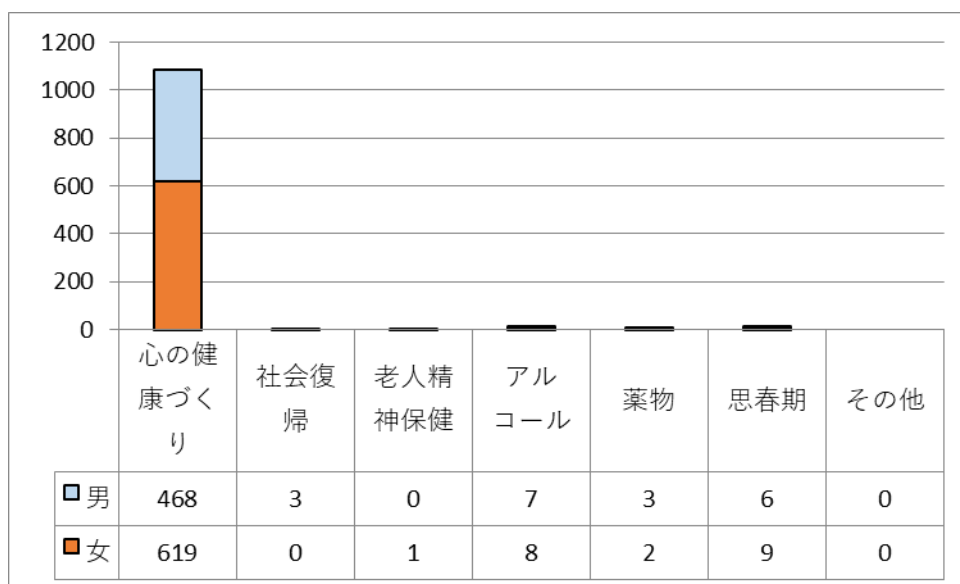
イ センター代表電話への相談（平成31年度）



ウ こころの電話への相談（平成31年度）



## エ 心の健康相談ダイヤルへの相談（平成31年度）



### (2) 精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成28年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。平成31年度からは夜間(17:00～17:15)に受けた相談実績のみ国へ報告しています。

・相談受付日時 月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

・31年度相談対応件数 34件 うち 報告相談件数 1件

### (3)相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

#### ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	9	8	17
再診療者数	9	7	16
診療者総数	18	15	33

#### イ 診療処理状況

診療実件数	33	投 薬	院内	0
診療延件数	192		院外	174
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	12			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	10		
	血液	2		

#### ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢	性別	≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	計 (%)
			F0	症状性を含む器質性精神障害	男					
		女								
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
		女						1		1(3.0%)
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男					1		1	2(6.1%)
		女							2	2(6.1%)
F3	気分(感情)障害	男				1	4	1	4	10(30.3%)
		女			1	3	2	2	1	9(27.3%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男				1				1(3.0%)
		女					1			1(3.0%)
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
		女								
F6	成人の人格及び行動の障害	男								
		女								
F7	精神遅滞	男				1	2			3(9.1%)
		女								
F8	心理的発達の障害	男				2				2(6.1%)
		女						1		1(3.0%)
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
		女								
G4	てんかん	男							1	1(3.0%)
		女								
その他		男								
		女								
計		男				5	7	1	5	18(54.5%)
		女			1	3	3	4	4	15(45.5%)

## 5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業

### (1) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院の社会的入院を解消し、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現させることを目的に、長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備を行っています。

当センターにおいては、当該事業が円滑かつ効果的に実施ができるよう、医療機関向けの研修会や入院患者と精神障がい者ピアサポーターとの交流会を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの活動体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

#### ア ピアサポーター活動支援研修

県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知し活用促進を図るため、また、精神科病院内の入院患者の退院意欲を喚起するため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員を対象とした研修会や入院患者との交流会を開催しました。

#### ○実施結果

＜精神障がい者地域移行病院研修会～「ピアサポーターとの交流会」編～＞

NO	日時	病院名	内容	出席者数
1	R元.6.26(水) 14:00～15:15	星ヶ丘病院	1 事業説明「社会資源についてのお話」 講師 郡山コスモス会 水野 博文理事長 2 体験発表 発表者 ピアサポーター 4名	32人 (内患者 17名)
2	R元.8.7(水) 15:10～16:10	一陽会病院	1 厚生労働省作成動画「地域生活を送る精神障害者を知ろう」視聴 2 体験発表 発表者 ピアサポーター 2名	24人 (内患者 10名)
3	R元.9.20(金) 13:30～14:30	富士病院	1 事業説明「社会資源についてのお話」 講師 障がい者相談・地域活動支援センターひびき 安田弘子相談支援専門員 2 体験発表 発表者 ピアサポーター 3名	26人 (内患者 8名)

#### イ 精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備

福島県では、平成23年度から実施している精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知しています。

##### 1 登録情報の管理

- ・R2.3.31 現在登録者数 ピアサポーター 86人  
協力事業所 31ヶ所

##### 2 ピアサポーター活動状況アンケート

- ・31事業所中30事業所より回答
- ・協力事業所対象に、登録されているピアサポーターの活動状況を調査しました。

### 3 ピアサポーター協力事業所との意見交換会

ピアサポーター活動状況の共有、ピアサポーター活動のあり方等を検討しました。

日時：令和元年8月8日（木）10:00～11:35

場所：精神保健福祉センター

参加者数：16名

### 4 ピアサポーターとの意見交換会

（ピアサポーター活動支援事業委託事業所、福島県庁 障がい福祉課と共催）

ピアサポーター自身の意見を県の事業に反映させるため、意見交換を行いました。

日時：令和2年2月7日（金）13:45～14:35

参加者数：13名（内 ピアサポーター7名）

### 5 ピアサポーター事例集による周知

下記事例集をホームページへ掲載、各種研修会で配布しました。

事例集の名称「精神疾患からのリカバリーPart1～ピアサポーターの声～」

「精神疾患からのリカバリーPart2～ピアサポーターを活用した事業事例集～」

## ウ みんなで進める地域移行・地域定着促進研修会

当センターでは、精神障がい者地域移行・地域定着推進のため、福島県内で実施されている各種事業に対して協力しております。

- ・精神障がい者地域移行促進検討会への協力（県委託事業 検討会出席）
- ・地域移行ネットワーク強化研修及び各圏域検討会（保健福祉事務所主催）への協力
- ・ピアサポーター活動支援事業（県委託事業）への協力
- ・福島県自立支援協議会 人材育成部会への出席（委員）

## （2）精神障がい者アウトリーチ推進事業

当センターでは、平成30年7月より精神障がい者の地域生活の定着を促進するための支援体制を構築することを目的として「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業」の実施を開始しました。居宅生活を送っている精神障がい者で、未受診・受療中断・病状不安定等により日常生活の危機が生じている支援対象者に対して、多機関・多職種チームによる地域生活継続のための支援を実施しております。

### ア 個別支援の実施

支援対象者 27名（H31.4.1～R2.3.31支援実数）

（内訳 未受診5名、受療中断19名、病状不安定3名）

ケース会議への出席 162回

アセスメント同行訪問 42回

継続的同行訪問 99回

### イ 研修会の開催

アウトリーチ推進事業従事者の資質向上を図り、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指すことを目的に研修会を開催しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	R1.8.21(水) 10:30～15:00	郡山市労働 福祉会館 大ホール	1 講演「岡山県における行政型アウトリーチの実際」 講師 岡山県精神保健福祉センター 所長 野口正行氏 2 事業説明「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業について」 3 グループワーク	72名



2	RI. 11. 6(水) 10:30～15:00	郡山市労働 福祉会館 大ホール	1 講演「仙台市におけるアウトリーチによる協働支援の取り組み」 講師 仙台市精神保健福祉総合センター 主幹 原田修一郎氏 2 事業説明「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業について」 3 グループワーク	59名
---	-----------------------------	-----------------------	---	-----

## ウ 評価検討委員会の開催

関係機関（行政、医療機関、障がい福祉サービス事業所、当事者会、家族会等）との活動状況評価・検討を行い、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及に向けた協議を行うために評価検討委員会を開催しました。

(ア) 日 時 令和2年2月26日(火) 13:30～15:30

(イ) 場 所 郡山市総合福祉センター

(ウ) 内 容 ○報告「今年度のアウトリーチ推進事業の実施について」

○パネルディスカッション「脳と生活を支え合うために」

ーパネリストー

竹田綜合病院 精神科 科長 上島 雅彦 氏

竹田綜合病院 こころの医療センター 医療社会福祉課 室長 塚原 秀一 氏

みなみあいづ障がい者相談センター 相談支援専門員 仲田 みゆき 氏

南会津町役場 保健師 渡部 聖子 氏

南会津保健福祉事務所 保健技師 荒家 恵 氏

(エ) 参加者 50名

また福島県では、県内相双地域における「震災対応型アウトリーチ推進事業」を「NPO法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

## 6 自殺対策関連事業

### (1) 市町村人材育成事業

#### ア 市町村自殺対策主管課長及び担当者会議・研修会

自殺対策基本法の一部改正により取り組みの中心が市町村となり、更に自殺対策計画の策定が義務化されました。市町村が自殺対策計画の円滑な策定及び進行管理を実施し、計画に基づき全庁的に自殺対策を推進していくことができるよう支援することを目的に研修会を開催しました。

(ア) 第1回

① 日 時 令和元年5月14日(火) 13:30～16:00

② 場 所 とうほう・みんなの文化センター 2階 会議室兼展示室

③ 内 容 ○説明Ⅰ「市町村自殺対策計画策定に係る支援方針について」 他

説明者 福島県地域自殺対策推進センター職員

○情報提供「学校におけるSOSの出し方に関する教育」について

提供者 福島県教育庁 義務教育課職員

○講義「市町村で自殺対策を進めるために」

講師 福島県精神保健福祉センター所長

○情報提供「市町村自殺対策計画策定について」

提供者 4市町村

○グループワーク・全体共有「自殺対策計画を策定するために」 他

④ 参加者 76名

(イ) 第2回

- ① 日 時 令和元年10月11日(金) 13:30~15:50
- ② 場 所 杉妻会館 3階 百合
- ③ 内 容 ○説明「精神保健福祉センターにおける若者自殺予防事業について」他  
説明者 福島県地域自殺対策推進センター職員  
○講義「自殺予防 ～ゲートキーパー養成～」  
講師 福島県精神保健福祉センター所長  
○グループワーク「ゲートキーパー養成研修会を企画してみよう!!」
- ④参加者 54名

イ 市町村自殺対策計画策定及び進行管理への支援

平成28年改正の自殺対策基本法において、全ての市町村に自殺対策計画の策定が義務化されたため、平成30年度に作成した「市町村自殺対策計画策定に係る支援方針」により、市町村における自殺対策計画の策定及び進行管理について、市町村及び保健福祉事務所に対して必要な支援及び情報提供を行いました。

- 市町村自殺対策計画策定済み市町村数 (令和2年3月末現在) 45市町村 (76.3%)

(ア) 保健福祉事務所への支援

a 県北保健福祉事務所

- ① 「二本松市との自殺対策計画見直し打合せ」に出席  
日 時 令和元年5月30日(木) 14:00~15:35  
場 所 県北保健福祉事務所  
出席者数 5名

b 会津保健福祉事務所

- ① 「猪苗代町との自殺対策計画策定打合せ」に出席  
日 時 令和元年8月27日(火) 10:30~12:00  
場 所 会津保健福祉事務所  
出席者数 5名
- ② 「湯川村との自殺対策計画策定打合せ」に出席  
日 時 令和元年8月27日(火) 13:30~15:00  
場 所 会津保健福祉事務所  
出席者数 5名
- ③ 「会津管内市町村自殺対策計画策定に関する担当者会議」に出席  
日 時 令和元年12月18日(水) 15:15~16:20  
場 所 会津保健福祉事務所  
出席者数 17名

c 相双保健福祉事務所

- ① 「富岡町との自殺対策計画策定打合せ」に出席 (※平成30年度モデル市町村)  
日 時 令和元年5月31日(金) 13:30~15:00  
場 所 富岡町保健センター  
出席者数 3名
- ② 「葛尾村との自殺対策計画策定打合せ」に出席  
日 時 令和元年12月17日(火) 13:00~15:00  
場 所 相双保健福祉事務所  
出席者数 7名

(イ) 市町村への支援

- ① 郡山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委員会委員
- ② 計画素案への意見  
市町村数 8市町村: 大玉村、矢吹町、北塩原村、西会津町、昭和村、大熊町、富岡町、葛尾村
- ③ JJメール等による支援

## ウ 若者自殺予防事業

福島県における若年層の自殺の状況としては、ほぼ全国と同程度の自殺死亡率となっていますが、全国の自殺死亡率と比較し統計的に有意に高くなる年もあり、福島県においても若年層の自殺は依然、深刻な問題であり、喫緊な対応が求められている状況にあります。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、当センターでは、平成27年度から若年層に対する事業を強化し実施しています。

令和元年度には、県教育委員会や県臨床心理士会、市町村等の関係機関と連携を強化し、学校における自殺予防対策の推進を図ることを目的に事業を実施しました。

### (ア) 生徒・学生を対象とした若者自殺予防研修会

#### a 令和元年度 高等学校モデル校における若者自殺予防研修会

福島県教育委員会の共催で、教育事務所及び保健福祉事務所等の協力を得て、モデル校2校を選定し、高校1年生を対象に実施しました。モデル校以外の教職員も参加できるよう公開授業としました。

##### ① 福島県立光南高等学校

日 時 令和元年12月11日(水) 10:45~12:35

場 所 福島県立光南高等学校

参加者 生徒180名、教職員19名、指導主事4名、臨床心理士4名、保健福祉事務所職員1名

内 容 ○講義「人生のリスクに備える」

講師 福島県精神保健福祉センター所長

○講義・演習「『相談』ってどう聴く?どう話す?」

～悩みを持つ友人に声をかけ、話して聴いて、信頼できる大人につなぐ～

講師 臨床心理士(クラス単位)

##### ② 福島県立安達東高等学校

日 時 令和元年12月19日(木) 13:05~14:45

場 所 福島県立安達東高等学校

参加者 生徒65名、教職員8名、指導主事5名、臨床心理士2名、保健福祉事務所職員1名

内 容 同上

#### b モデル校以外の若者自殺予防研修会

##### ① 福島県立修明高等学校鮫川校

日 時 令和元年11月20日(水) 13:10~15:00

場 所 福島県立修明高等学校鮫川校

参加者 全校生51名、教職員8名、臨床心理士1名

内 容 同上

### (イ) 若者のための自殺予防教育あり方検討会

福島県教育委員会の共催で、高等学校における若者自殺予防教育を効果的に実施するため検討会を開催し、若者自殺予防教育のあり方、高等学校における自殺予防教育プログラム及び教材の作成等を検討しました。

回 数 2回(第1回:令和2年1月10日(金)13:00~15:30、第2回:2月6日(木)13:30~15:05、  
第3回:3月6日(金)は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止としました。)

場 所 精神保健福祉センター ディケア室

構成員 高等学校教諭、指導主事(高校教育課、健康教育課、県北教育事務所)、県北保健福祉事務所  
保健師、福島県臨床心理士会代表、学識経験者、障がい福祉課職員

### (ウ) 若者自殺予防教育に関わる人材育成研修会及び情報提供

#### a 人材育成研修会

##### ① 福島県学校保健会いわき支部 令和元年度学校保健講習会(福島県学校保健会いわき支部主催)

日 時 令和元年8月2日(金) 13:00~14:40

場 所 いわき市 ラトブ 6階 産業創造館

参加者 164名(いわき市内各小・中学校保健主事及び養護教諭)

内 容 ○情報提供「若者層を対象とした自殺予防対策について」

提供者 福島県精神保健福祉センター職員  
○講義・演習「自殺予防教育（演習）の実際について」  
講師 福島大学子どものメンタルヘルス支援事業推進室 特任助教 佐藤則行 氏

b 情報提供

- ① 福島県養護教諭部会研修会  
日 時 平成31年4月23日（火）  
場 所 郡山市男女共同参画センター  
参加者 約65名（各方部中学校・高等学校の養護教諭代表）  
内 容 精神保健福祉センターにおける若者自殺予防啓発グッズの個別配布について
- ② 健康教育推進者研修会  
回 数 3回：令和元年9月6日（金）、10月1日（火）、10月10日（木）  
場 所 県白河合同庁舎（白河市）、郡山市中央公民館（郡山市）、  
とうほう・みんなの文化センター（福島市）  
参加者 427名（各小中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の養護教諭）  
内 容 精神保健福祉センターにおける若者層を対象とした自殺予防対策について
- ③ 方部別校長会（高校教育課を通し情報提供）  
回 数 5回：令和元年7月1日（火）、8月28日（水）、8月29日（木）、8月30日（金）、9月20日（金）  
参加者 約130名（各高等学校長）  
内 容 本県の自殺の現状及び本県で取り組んでいる自殺防止教育について

(エ) 若者自殺予防啓発用グッズの配布

援助希求や援助提供等の自殺予防に必要な知識や適切な相談窓口を普及啓発のため、啓発グッズを配布しました。

- ① 中学校・高等学校等における個別配布  
学校の保健室や指導室等に啓発グッズを設置し、養護教諭やスクールカウンセラー等から生徒・学生に個別に活用法等を説明しながら配布してもらうため、「若者自殺予防啓発用グッズ申込書」にて申し込みのあった小中学校、高等学校等に配布しました。  
配布校 70校（内訳：小学校 20校、中学校 39校、高等学校及び特別支援学校 11校）  
グッズ名及び配布部数 「こころりらくすノート」 850部（各校に10部～40部）  
「こころりらくすシール」14,220部
- ② その他、配布希望のあった市町村等の関係機関や研修会等において配布  
配布グッズ 「こころりらくすファイル」「こころりらくすノート」「こころりらくすふせん」  
「こころりらくすシール」「ストレス対策ブック2019（高校生）」

(オ) アンケート調査による分析、情報提供

若者自殺予防研修会等の前後にアンケート調査を実施し、講義内容及び手法等の評価を分析し、結果を関係機関に提供するとともに、教材作成の基礎資料とした。

(カ) 県教育委員会・障がい福祉課との打合せ

若者自殺予防事業について事業への協力依頼及び情報交換を実施しました。

回 数 1回：令和元年6月25日（火）10：30～11：45

(キ) 当センターへの学生実習生を対象とした事業

- ① 実施回数 4回
- ② 内 容 講話「自殺の現状と自殺予防」  
講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員
- ③ 受講者数 98名  
（ポラリス保健看護学院 3名、福島看護専門学校 37名、福島東稜高等学校看護専攻科 28名、福島県立総合衛生学院看護学科 30名）

## (2) 対面型相談支援事業（自殺未遂者サポート事業）及び自死遺族等の相談支援

### ア 職場における自殺の事後対応（ポストベンション）研修会

職場内または支援対象者等が、自殺の事後対応（ポストベンション）に取り組んでいくために、必要な知識の習得と支援技術の向上を図ることを目的に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を中止しました。

日 時 令和2年3月10日（火）13:30～16:00（中止）

場 所 福島テルサ 3階 あぶくま

内 容 講義（グループワーク・演習含む）「職場における事後対応（ポストベンション）の実際」

講師 防衛医科大学校 精神看護学講座 教授 高橋 聡美 氏

### イ 自死遺族及び自殺未遂者等への支援リーフレットの配布

(ア) 救急告示病院及び精神科病院 82病院（各リーフレットの使用法を添付）

配布リーフレット 「大切な人を突然に亡くされた方へ」 2, 910部

「自分を傷つけてしまった～相談の手引き～」 2, 910部

(イ) その他の病院 52病院

リーフレット各1部と「リーフレット申込書」を郵送し、申し込みのあった病院に追加配布しました。

配布リーフレット 「大切な人を突然に亡くされた方へ」 132部

「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」 132部

### ウ 自助団体（自死遺族等支援）への支援

① 来所相談 5回

② 自助団体主催セミナーへの後援 4回

③ 自助団体主催研修会等の周知 2回

④ 自助団体活動の周知：リーフレットの設置、精神保健福祉瓦版ニュースにて活動紹介

### エ 保健福祉事務所等への技術支援

自死遺族及び支援者への対応に関する支援（打合せ1回、事例検討会1回、電話メール等）

## (3) 心の健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

① 名称 心の健康相談ダイヤル

② 開設 平成21年9月～

③ 受付時間 平日（月～金）9:00～17:00

④ 相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談

⑤ 相談員 保健師

⑥ 相談件数 1, 127件（内訳P8 心の健康相談ダイヤルへの相談のとおり）

## (4) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレットを作成し関係機関へ配布を行いました。

各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<令和元年度作成（増版）>

① ストレス対策ガイドブック【高校生用】 3, 000部

② 市町村で自殺対策を進めるために 150部

<ホームページ掲載リーフレット>

① 若者自殺予防普及啓発グッズ「こころらっくすシール」

② 未遂者支援ハンドブック「自分を傷つけてしまった～相談の手引き～」

- ③ 相談窓口案内リーフレット「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」
- ④ うつ病予防パンフレット「あなたのところは元気ですか?～うつ病への気づきと対応～」
- ⑤ アルコール関連リーフレット「お酒の量が増えていませんか?」
- ⑥ アルコール関連リーフレット「家族のアルコール問題で困っていませんか」
- ⑦ 社会資源情報ハンドブック2013(第2版)
- ⑧ 自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット「大切な人を突然亡くされた方へ」
- ⑨ 生徒への自殺予防授業用テキスト「ストレス対策ガイドブック(高校生版)」
- ⑩ 指導者のための自殺予防テキスト「学校における自殺予防」
- ⑪ 市町村で自殺対策を進めるためのマニュアル「市町村で自殺対策を進めるために」

**(5) 自殺対策のための情報交換メール(情報収集・提供)**

自殺対策において、自殺対策関係者(市町村・保健福祉事務所)がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者(支援者)間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立っています。

**ア 定期的メールによる情報提供**

平成31年度・令和元年度は未実施。

**イ 随時のメールによる情報提供・助言**

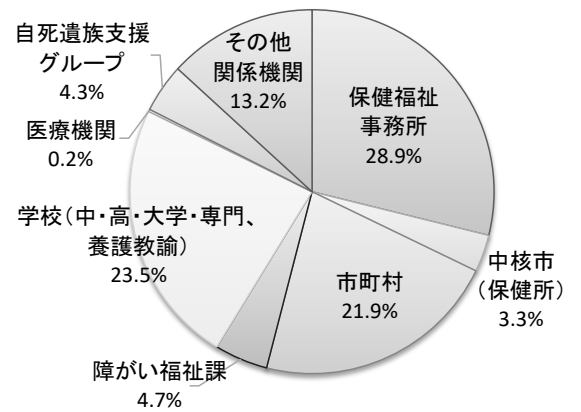
メール・電話による問い合わせを受付し回答しました。

問合せ件数は、前年度と比較して実数が増加しました。市町村からの相談は半減しましたが、前年度は市町村の自殺対策計画策定に関する相談が多かったため、計画策定が完了したことから相談件数が減少したと考えられます。また、教育機関からの問い合わせが4倍以上に増加しました。

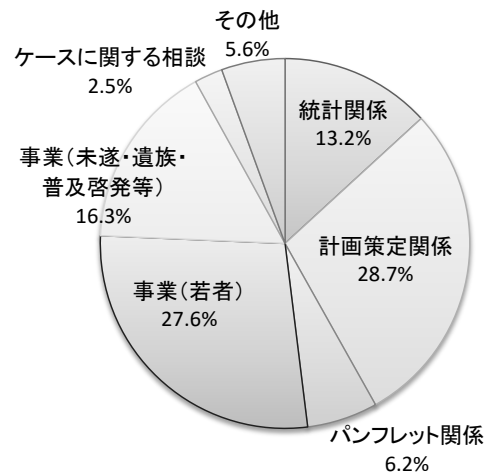
相談内容では、若者の自殺対策に関するものが前年度と比較し約4倍と、若者の自殺対策に関する相談が増加しました。

問合せ機関	実(件)	延(件)
保健福祉事務所	106	140
保健所(中核市)	13	16
市町村	80	106
障がい福祉課	16	23
学校(中・高・大学・専門、養護教諭)	79	114
医療機関	1	1
自死遺族支援グループ	13	21
その他関係機関	32	64
合計	340 (前年 321)	485 (前年 507)

(R2.3月末)



相談内容	実(件)	延(件)
統計関係	37	64
計画策定関係	105	139
パンフレット関係	20	30
事業(若者)	97	134
事業(未遂・遺族・普及啓発等)	55	79
ケースに関する相談	11	12
その他	15	27
合計	340 (前年 321)	485 (前年 507)



## (6) 自殺対策事業の技術支援（自殺対策計画策定支援、若者自殺予防事業を除く）

### ア 保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議への協力、情報提供等、依頼により実施

#### (ア) 県北保健福祉事務所

- ① 自殺対策事業の打ち合わせ（6月20日）
- ② パンフレット「高齢者のあんしん相談窓口」作成時の助言

#### (イ) 相双保健福祉事務所

自殺対策事業の打ち合わせ（7月4日）

## 7 特定相談事業

### (1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回
  - ②場所 精神保健福祉センター
  - ③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師、心理判定員
  - ④相談件数 9件
- 相談内容 思春期2件 アディクション3件 その他4件
  - 相談者 本人のみ 2件 本人と家族 1件 家族のみ 6件
  - 相談結果 助言終了 8件 受診勧奨 1件

### (2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。（対象者 一般県民及び関係者）

- ①日時 令和元年7月29日（月） 13:30～15:30
- ②場所 とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）
- ③内容 講演「ネット・ゲーム依存の理解と対応」  
講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 三原 聡子 氏
- ④参加者 180名

### (3) ギャンブル関連相談事業

ギャンブルの問題を抱える当事者及び家族支援として、下記の事業を行いました。

#### (ア) ギャンブル障がい当事者の回復支援

- ①日時 毎月最終火曜日 13:30～15:00（1クール5回実施）
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③内容 島根県立心と体の相談センターが開発したSAT-G (Shimane Addiction Recovery Training Program for Gambling Disorder/ギャンブル障がい・回復トレーニングプログラム)  
・参加者数 一実2人

#### (イ) ギャンブル家族ミーティング

- ①日時 毎月第2木曜日 13:30～15:30（9月より6回実施）
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③内容 CRAFT教材を用いたプログラムとミーティング
- ④参加者数 一実11人 延べ23人

## 8 薬物関連相談事業

### (1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症者及び家族)

- ① 日 時 原則毎月第2水曜日奇数月 6回  
第3木曜日 12回
- ② 場 所 精神保健福祉センター
- ③ 相 談 員 精神科医 (非常勤嘱託医1名)、回復施設スタッフ (1名)
- ④ 相談件数 実 21件 述べ 32件

### (2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。

精神保健福祉センター

- ①日 時 毎月第3木曜日 13:30～15:30
- ②開催回数 12回
- ③内 容 CRAFTプログラムによるセッションおよびグループミーティング
- ④参加者 実16名、延べ82名

### (3) 薬物依存症に関する講演会 (アディクションフォーラム)

一般県民を対象に薬物依存症に対する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を行っています。

(対象 県民一般、薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員)

- ⑤日時: 令和元年9月26日(木)
- ⑥場所: ミューカルがくと館(郡山市)
- ⑦内容: 講演「共依存 ～アディクションに苦しむ人のもう一つの問題～」
- ⑧講師 福島お達者くらぶ(摂食障害に苦しむ人たちとその家族の会) スタッフ代表
- ⑨桜ヶ丘病院(精神科) 医師・福島県立大学名誉教授 香山 雪彦 先生
- ⑩体験談 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存、クレプトマニア(窃盗症)などの本人および家族
- ⑪太鼓演奏 磐梯ダルクリカバリーハウス参加者 190名

### (4) 薬物関連問題実務担当者研修会

薬物関連問題は、複雑で深刻な問題を合併していることが多く、関係機関も多岐にわたっていることから、薬物問題についての適切な対応策について学びかつ連携を図るため行っています。

(対象 保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員、薬物乱用防止指導員等)

- 日 時 令和元年10月3日(木) 13:30～16:00
- 場 所 福島県北保健衛生合同庁舎 大会議室
- 内 容 情報提供「福島県における薬物乱用の現状について」  
福島県薬務課 副主任薬剤師 宮田 裕介 氏  
事業紹介「磐梯ダルクについて」  
磐梯ダルク 施設長 平塚 英樹 氏  
体験談 磐梯ダルク入所者  
講演「薬物依存症関連問題の相談対応について」  
～依存症の理解と回復へのアプローチ～  
講師 福島学院大学福祉心理学科 北本明日香先生

- ①参加者 58名



## (5) アディクション関連相談スタッフミーティング

ミーティングの目的

- 関係機関におけるアディクション関連問題への取り組み状況の共有と地域で支えるネットワークづくり・顔の見える関係づくり
- アディクション、依存症関連問題の理解促進
- 依存症者当事者・家族へのタイムリーな支援体制の検討
- 相談支援者等の自己研鑽と支援にあつてのストレス軽減

①対 象：県相談機関、国司法関係機関、県内精神科病院、相談支援事業所等の支援者

②場 所：福島県精神保健福祉センター デイルーム

	開催日・参加者	実 施 内 容
1	令和元年6月6日 参加者：33名	(1) 情報提供 福島県の薬物乱用の現状について 県薬務課 ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムについて 県精神保健福祉センター (2) 事例検討 ゲーム依存事例への対応 (3) ミーティング
2	令和元年8月1日 参加者：51名	情報提供 ゲーム依存への対応の基本と最近のゲーム依存 体験談 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の家族 ミーティング
3	令和元年10月3日 参加者：58名	体験談 磐梯ダルク 利用者 講演『薬物依存症への具体的な支援』 講師 福島学院大学講師 北本明日香 ミーティング
4	令和元年12月6日 参加者：31名	自立支援促進センターの施設見学 福島保護観察所の薬物事犯への取り組み 事例検討 その他
5	令和2年2月6日 参加者：35名	ぱちんこ業界の依存症対策と当社の取り組み 研修復命『依存症対策全国拠点機関設置運営事業ギャンブル等 依存症研修』 研修復命『全国精神保健福祉業務研修会アディクション関連分 科会』 ワールドカフェ『地域でのネットワークを考える。』
	計 208名	

## 9 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ アディクション関連（薬物、アルコール、ギャンブル、共依存等） 自死遺族等
------------	--

	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他	計
支援回数等	4	4	15	5	28

## 10 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

### (1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）  
予備委員数 26名（合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員／医療委員13名、法律委員6名、学識委員7名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回／月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回／年

### (2) 届出書類の審査状況

種類	項目 件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療保護入院者の入院届	2,700	2,700	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	15	15	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,573	1,573	0	0	0
合計	4,288	4,288	0	0	0

### (3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態		請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審査 件数	未処 理
		医療 保護	措 置	退 院	処遇 改善	男	女		実施 件数	書面 件数		
28年度処理	36	33	3	35	1	20	16	10	22	2	24	2
29年度受理	49	44	5	41	8	37	12	17	26	6	31	1
30年度受理	51	50	1	42	9	36	15	7	35	8	43	1
31年度受理	43	37	6	36	7	31	12	13	26	3	31	2

### (4) 実地審査との連携

#### ①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 29 病院

#### ②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。 審査件数 0 件

## 11 災害時精神医療体制整備事業

### (1) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修開催のほか、国DPAT事務局主催訓練・研修会等への参加や、有事対応体制・資機材等の整備を進めております。

令和元年台風19号災害対応におきましては、当センター職員（医師、保健師、心理士、精神保健福祉士）で構成する心のケアチームを被災地へ派遣し、避難所等巡回による相談支援等のDPAT活動を展開しました。

### (2) 災害等発生時の心のケア事業

令和元年台風19号災害対応におきましては、DPAT活動を引き継ぐ形で、当センター主体による「ふくしま被災地心のケア事業」（厚生労働省補助事業）を実施し、専任心理士等の派遣によるリラクゼーションや心の健康相談会を行いました。

## 12 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

### (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 7, 216 件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和元年度	669	3,779	2,670	7,118

③不承認件数 98 件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和元年度	1,369	7,678	5,009	14,056

### (2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数） 27, 791 件（2, 459 件）

②承認件数 27, 793 件

③不承認件数 2 件

④年度末所持者数 27, 874 人

### Ⅲ 参考資料

#### 1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

平成30年6月末現在

設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神 病床数	指定 病床数	病 床 普及率 (人口万対)	病床利用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入院 患者数	利用率
総 数	30	23	5,150	7	810	5,960	175	32.0	4,681	78.5
県 立	2	1	196	1	49	245	1	1.3	127	51.8
指定病院	20	18	4,386	2	454	4,840	174	26.0	3,915	80.9
そ の 他	8	4	568	4	307	875	-	4.7	639	73.0

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成30年10月1日現在人口による。

出典：平成30年度精神保健福祉関係資料

#### 2 在院患者数、性・年齢・病類別

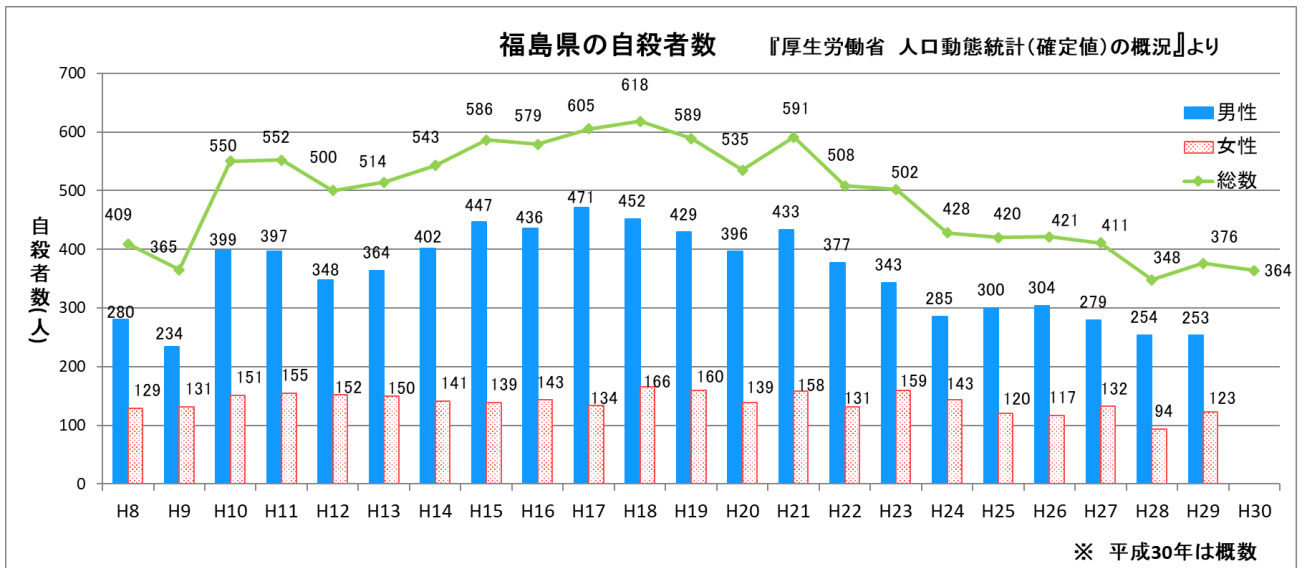
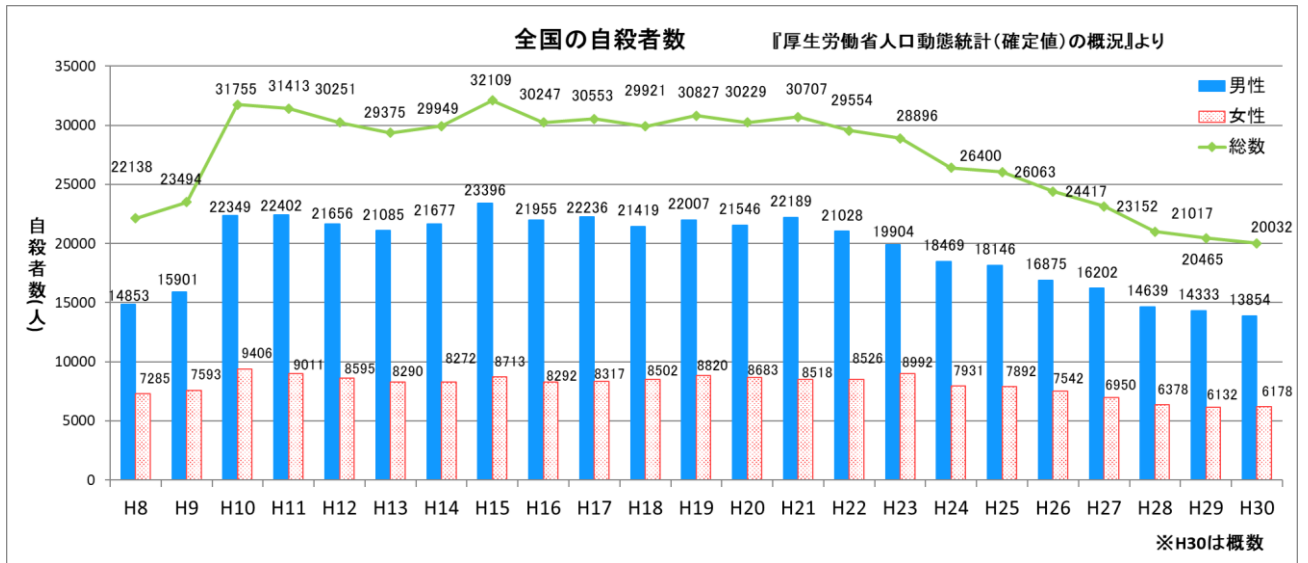
平成30年6月30日現在

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 患者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
疾 病 名								
統合失調症、統合失調症型障害	2,646	2	746	619	3	579	696	13
気分(感情)障害	429	-	81	96	5	82	165	-
症状性を含む器質性精神障害	1,072	-	70	425	-	28	549	-
アルツハイマー病型認知症	597	-	12	227	-	4	354	-
血管性認知症	68	-	2	37	-	1	28	-
上記以外の精神障害	407	-	56	161	-	23	167	-
精神作用物質による精神障害	129	-	50	59	-	14	6	-
アルコール使用による精神障害	114	-	43	54	-	11	6	-
覚せい剤による精神障害	4	-	3	1	-	0	-	-
上記以外の精神障害	11	-	4	4	-	3	0	-
神経症性障害、ストレス関連障害	69	1	13	11	2	20	22	-
人格障害	20	1	7	3	1	5	3	-
その他の精神障害	56	5	25	3	5	17	1	-
精神遅滞(知的障害)	170	-	62	34	-	41	33	-
てんかん	75	1	24	20	-	11	19	-
その他	15	-	4	2	-	2	7	-
合 計	4,681	10	1,082	1,272	16	799	1,501	13

出典：平成30年度精神保健福祉関係資料

### 3 自殺者数の推移

(平成9－30年：全国との比較)



平成 31 年度 (令和元年度)

福島県精神保健福祉センター所報 (第 48 集)

発行日 令和 3 年 3 月

発行者 福島県精神保健福祉センター

〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号

TEL (024) 535-3556

FAX (024) 533-2408

E-mail seishokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>